

雫石町観光マスコットキャラクターのイラスト使用取扱基準

1 趣旨

この基準は、雫石町観光マスコットキャラクター「しずくちゃんイラスト」を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

2 対象とするイラスト

この取扱基準で対象とする基本のイラストは、別紙1のイラストとする。

3 権利の帰属

イラストの著作権は、雫石町に帰属する。

4 使用の原則

このイラストは、町内外に広く雫石町を宣伝するために使用するものとする。

5 使用届出書の提出

イラストを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ雫石町観光商工課長（以下「課長」という。）に使用届出書（様式第1号）を提出しなければならない。

6 使用届出書の受理

課長は、使用届出書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は使用者に使用承認書（様式第2号）を交付し、使用を承認するものとする。この場合において、課長は、使用上必要な条件を付することができる。

7 使用を認めないもの

課長は、使用届出書の内容が次のいずれかに該当するときは不受理とし、イラストの使用を認めないものとする。

- （1）使用の原則に示す用途以外に使用するとき
- （2）町の信用や品位を損なうおそれがあると認められるとき
- （3）法令及び公序良俗に違反するおそれがあるとき
- （4）イラストを自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき
- （5）営利を目的として使用する場合は、先に使用許可したイラスト使用物品と類似物品であるとき（なお、先に許可を受けている者より使用の同意を得た場合は、この限りではない。）
- （6）その他、使用が著しく不相当と認められるとき

8 使用条件

- (1) イラストは原型のまま使用するものとし、許可なく加筆、着色、変形など一切の加工を禁止する。ただし、イラストの加筆、着色、変形などが必要な場合、別に許可を得ることができる。その際のイラストに関する権利は雫石町に帰属するものとする。
- (2) 使用者は、イラストが掲載された印刷物、WEBページのプリントアウト、写真などを、雫石町が必要と認める場合のみ、イラストの使用状況を速やかに課長に報告するものとする。

9 使用の中止

課長は、イラストが不適切に使用されていることを確認したときは、使用者に対してイラストの使用を直ちに中止させることができるものとする。

10 補則

イラストの使用について、この基準に定めのないもの又は疑義等が生じたとき、その取り扱いは課長が決定し、使用者は課長の指示に従うものとする。

(様式第 1 号)

雫石町観光イメージキャラクター「しずくちゃんイラスト」使用届出書

令和 年 月 日

雫石町観光商工課長 様

使用者 住 所 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ 印 _____

1. 使用目的

2. 使用方法

3. 使用期間

4. 借用データ形式 I 紙ベース II 電子データ

5. 連絡先 担当部署 _____
 担当者 _____
 TEL _____ FAX _____
 Email _____

6. 営利目的のときのみ記入してください。

物品名	_____
原材料	_____
サイズ	_____
製造業社名	_____
販売期間	_____
販売料金	_____
販売場所	_____

7. 備 考 使用を予定している物件又は印刷物等の原案等を添付すること。

(様式第2号)

令和 年 月 日

様

雫石町観光商工課長

雫石町観光イメージキャラクター「しずくちゃんイラスト」使用承認書

年 月 日付で申請のあった雫石町観光マスコットキャラクター
「しずくちゃんイラスト」の使用について、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用方法
- 3 使用期間
- 4 特記事項